

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月14日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00357968/index.html

執行機関名 佐賀県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)第58条第1項に規定する高等学校の専攻科(同法第70条第1項において準用する同法第58条第1項に規定する中等教育学校の後期課程の専攻科を含む。)における教育に係る経済的負担の軽減を図るために行う支援金又は給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの(奨学給付金)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第8の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)第58条第1項に規定する高等学校の専攻科(同法第70条第1項において準用する同法第58条第1項に規定する中等教育学校の後期課程の専攻科を含む。)における教育に係る経済的負担の軽減を図るために行う支援金又は給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	佐賀県私立高校生等奨学給付金支給要綱第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、<u>高等学校等の生徒等</u>がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって<u>教育の機会均等に寄与すること</u>を目的とする。</p>	<p>第1条 知事は、私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科における授業料以外の教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって<u>教育の機会均等に寄与すること</u>を目的として、私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等に対し、予算の範囲内において奨学給付金(以下「給付金」という。)を支給することとし、その支給に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>佐賀県私立高校生等奨学給付金支給要綱</p>